

愛知県立芸術大学科学研究費助成事業の間接経費に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、科学研究費助成事業の間接経費（以下「間接経費」という。）を計画的かつ適正に執行するため、その取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 基本的事項

間接経費は、研究代表者及び研究分担者を対象とする経費ではなく、研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関を対象として措置される経費である。

間接経費の中には、管理部門と研究部門があり、管理部門の中に大学としての事務局分があり、研究部門の中に研究者の研究開発環境の改善分と研究機関全体の機能の向上分がある。

3 間接経費の受入手続等

(1) 研究代表者等は、間接経費の交付内定の通知を受けたときは、速やかに科学研究費助成事業間接経費譲渡申出書（別紙様式）を学長に提出しなければならない。

(2) 間接経費の交付を受けた場合、法人の歳入への手続きは、事務局管理課において処理するものとする。

4 間接経費の配分

管理部門50%、研究部門50%とする。ただし、研究部門50%の内訳については、所属する学部の長と当該研究者との協議により決定する。

5 間接経費の使途

平成17年3月23日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」別表1及び平成17年3月23日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な使途の例示について」によるものとし、学長は必要に応じて使途の内容について聴取することができるものとする。

6 間接経費の執行

(1) 間接経費は、当該年度内に全額を執行しなければならない。

(2) 間接経費は、他の経費とは明確に区分し、使途の透明性を確保しなければならない。

(3) 間接経費は、他の経費と混同して使用してはならない。ただし、最終の支出において端数を整理する場合は、この限りではない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、間接経費に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この要領は、平成19年5月17日から施行する。

2 この要領は、平成19年度に交付を受けた間接経費から適用する。

附 則

この要領は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月28日から施行する。

(別紙様式)

科学研究費助成事業間接経費譲渡申出書

平成 年 月 日

学 長 殿

所属学部 _____

職 名 _____

氏 名
(署名) _____

平成 年 月 日付け 第 号で交付内定を受けた下記間接経費については、「愛知県立芸術大学科学研究費助成事業の間接経費に関する取り扱い要領」3(1)に基づき大学に譲渡します。

記

研究種目	研究課題名	年度	間接経費 (円)